

倉吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第13号

倉吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(倉吉市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 倉吉市国民健康保険条例(昭和63年倉吉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第19条 法第76条の3第1項に規定する普通徴収に係る保険料の納期は、<u>各年の7月から翌年の3月までの各月の末日(12月にあつては28日)</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第19条 法第76条の3第1項に規定する普通徴収に係る保険料の納期は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>第1期 7月16日から同月31日まで</u> <u>第2期 8月16日から同月31日まで</u> <u>第3期 9月16日から同月30日まで</u> <u>第4期 10月16日から同月31日まで</u> <u>第5期 11月16日から同月30日まで</u> <u>第6期 12月16日から同月28日まで</u> <u>第7期 1月16日から同月31日まで</u> <u>第8期 2月16日から同月末日まで</u> <u>第9期 3月16日から同月31日まで</u></p> <p>2 略</p>
<p>(保険料の納期前の納付)</p> <p>第23条 被保険者が保険料納付通知書に記載された納付額のうち、<u>直近で到来する納期</u>に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</p>	<p>(保険料の納期前の納付)</p> <p>第23条 被保険者が保険料納付通知書に記載された納付額のうち、<u>到来した納期</u>に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</p>

(倉吉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市後期高齢者医療に関する条例(平成19年倉吉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収(法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期は、<u>各年の7月から翌年の3月までの各月の末日(12月にあつては28日)</u>とする。</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収(法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>第1期 7月16日から同月31日まで</u> <u>第2期 8月16日から同月31日まで</u> <u>第3期 9月16日から同月30日まで</u></p>

<p>2 略</p> <p>3 納期ごとの<u>保険料</u>の分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p> <p>4 被保険者は、普通徴収に係る保険料のうち、<u>直近で到来する納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</u></p>	<p>第4期 10月16日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月16日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月16日から同月28日まで</p> <p>第7期 1月16日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月16日から同月末日まで</p> <p>第9期 3月16日から同月31日まで</p> <p>2 略</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p> <p>4 被保険者は、普通徴収に係る保険料のうち、<u>到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</u></p>
--	---

(倉吉市介護保険条例の一部改正)

第3条 倉吉市介護保険条例(平成12年倉吉市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、<u>各年の7月から翌年の2月までの各月の末日(12月にあっては28日)</u>とする。</p> <p>2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び<u>その必要がある</u>連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第5条において同じ。)に対し、<u>その納期を通知しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(保険料の額の通知)</p> <p>第5条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者及び<u>その必要がある</u>連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>第1期 7月16日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月16日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月16日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月16日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月16日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月16日から同月28日まで</p> <p>第7期 1月16日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月16日から同月末日まで</p> <p>2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第5条において同じ。)に対し、<u>その納期を通知しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(保険料の額の通知)</p> <p>第5条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者及び連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p>

<p>(保険料の納期前の納付)</p> <p>第5条の2 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、普通徴収に係る保険料のうち、<u>直近で到来する納期</u>に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</p>	<p>(保険料の納期前の納付)</p> <p>第5条の2 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、普通徴収に係る保険料のうち、<u>到来した納期</u>に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</p>
---	--

(倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和55年倉吉市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(負担金の納期等)</p> <p>第10条 前条第4項の規定による負担金は<u>各年度で4回徴収するものとし、それらの納期は毎年6月、9月及び11月並びにその翌年の2月の各月の末日とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(負担金の納期前納付)</p> <p>第11条 受益者は、<u>直近で到来する納期</u>に係る負担金を納付する場合に、当該納期後(次年度以降に係る納期を含む。)に係る負担金(以下この条において「前納負担金」という。)を合わせて納付することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(負担金の納期等)</p> <p>第10条 前条第4項の規定による負担金は、<u>年4回に徴収するものとし、各年度の納期は次のとおりとする。</u></p> <p><u>第1期 6月15日から6月30日まで</u>  <u>第2期 9月15日から9月30日まで</u>  <u>第3期 11月15日から11月30日まで</u>  <u>第4期 翌年2月15日から2月末日まで</u></p> <p>2 略</p> <p>(負担金の納期前納付)</p> <p>第11条 受益者は、<u>到来した納期</u>に係る負担金を納付する場合に、当該納期後(次年度以降に係る納期を含む。)に係る負担金(以下この条において「前納負担金」という。)を合わせて納付することができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。